**景観形成基準によるチェックリスト【開発行為】**

措置状況(太枠内)について記入してください。

※項目の（Ｐ○○）は「山武市景観ガイドライン」記載されているページです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮状況(具体的内容、実施しない理由など) | | 確認 |
| (P26～27) | 法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施す。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努める。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 外構  ・緑化  (P30) | 重点地区における道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |